

平成24年行政事業レビューシート (外務省)

事業名	子の親権問題及び家族問題等への対応		担当部局庁	領事局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度		担当課室	政策課	課長 田島 浩志			
会計区分	一般会計		施策名	IV-1 領事業務の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第8～9号		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	ハーグ条約の締結の可能性を見据えて、在外公館において、子の親権問題や家族問題等に対応する必要性が高まっているところ、これに対応するために必要な経費を要求。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1) 在外公館における相談対応・支援体制の強化、(2) 各国・各地域の法制度等調査の実施、(3) 領事体制の強化の観点から在外公館における在留邦人への対応を強化する。具体的には、(1)については、①在外公館の領事が家族法専門法律家に諮問できるようにするとともに、②在外のDV被害者支援団体に対する活動支援を行う。(2)については、子の親権問題が深刻な欧米各国の家族法等に関する調査を実施する。(3)については、①領事研修において、本件に関する講義を実施するとともに、これらの問題への対応が想定される公館からの参加を確保。また、②在外公館の領事が遠隔地での子の親権問題や家族問題等に対応し得るようにする。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算				31	29	
		補正予算						
		繰越し等						
	計					31	29	
執行額								
執行率 (%)								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)
	海外において在留邦人が子の親権問題に巻き込まれないよう、在外公館が各団体の協力等を得て適切に対応することが目標である。(参考指標:協力を得る現地団体数)		成果実績					4団体
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	海外において在留邦人が子の親権問題に巻き込まれないよう、在外公館が対応することが目標である。		活動実績 (当初見込み)			()	()	()
単位当たり コスト	(円/)		算出根拠					
平成24・25年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	各国・各地域の法制度等調査費	12	5					
	法律家への諮問費用	6	2					
	現地団体等への活動支援	6	16					
	在外職員旅費	4	4					
	出張旅費	2	2					
	車両借上費	1	0					
	研修講師謝金	0	0					
計	31	29						

事業所管部局による点検

	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・ハーグ条約締結の可能性を見据えて、在外公館において、子の親権問題や家族問題等に対応する必要性が高まっており、優先度の高い事業といえる。また在外公館が行うべき事項であるため、地方自治体や民間に委ねることは困難。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	・在留邦人が在外公館に対し、子の親権問題等を相談するに際し、在外公館が弁護士等を紹介することもあるが、紹介後は弁護士費用等を受益者である在留邦人が支払うことになっており、受益者との負担関係は妥当といえる。また、在外公館による弁護士への諮問費用、在外のDV被害者支援団体に対する活動支援、各国の法制度調査等本件予算は、相談対応を強化するために必要な使途といえる。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・在外公館では対応し難い案件の場合、現地DV被害者等支援団体に対する活動支援を通じて、在留邦人からの要望に対応し得るよう、整備していくことが有効な手段。現段階でも、他の在米公館に相談しているDV被害者に在ニューヨーク総が委嘱している団体を紹介、相談してもらおう等、実効性の高い手段となっている。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>・近年の国際結婚の増加(全婚姻数の約5% 国際結婚3万5000組/全婚姻数70万組:2009年。1980年は全婚姻数の約1%。厚労省人口動態統計年報)に伴い、国際離婚や家庭問題を契機とした子の親権問題が深刻化しており、これまでも在外公館において、在留邦人からのDV被害等に関する相談に対し、各地のシェルターや夫婦間の問題に関する相談窓口、可能な場合には弁護士等の紹介を行っているほか、配偶者の同意や裁判所の許可を得ずに子を連れ去ることが犯罪となる国において、①在外邦人向けの「安全対策基礎データ」や「安全の手引き」、②在外公館HPトップページ、③在留邦人との連絡協議会等を通じて注意喚起を実施してきている。</p> <p>・しかしながら今後、ハーグ条約の締結の可能性を見据えて、在留邦人から、上記のようなこれまでの在外公館の対応だけでは対応し難い法的問題について専門的助言を求められる機会が増えることが予想される。在外公館が家族法専門法律家に対する諮問を受けられるようにするとともに、各国・地域の法制度調査等を実施することよりの確なアドバイスを行い得るよう、また、在外公館では対応し難い案件の場合、現地DV被害者等支援団体に対する活動支援を通じて、在留邦人からの要望に対応し得るよう、整備していくことが必要かつ効果的である。これらの施策を通じて、在外公館に対する国民のニーズに適切に応えることができる。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
	事業について精査した結果、一部事業の縮小		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー		平成23年行政事業レビュー	